

昭和四十一年法律第一号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

(目的)

この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵澤を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために國等において講ずべき特別の措置を定め、もつて國土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(定義)

この法律において「古都」とは、わが國往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

(国及び地方公共団体の任務等)

この法律において「歴史的風土」とは、わが國の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。

- 2 一般国民は、この法律の趣旨を理解し、いやしくもこの法律の目的に反することのないよう努めるとともに、國及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(歴史的風土保存区域の指定)

国土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(歴史的風土保存区域の変更)

国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をするときは、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画（以下「歴史的風土保存計画」という。）を決定しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(歴史的風土保存計画)

国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画（以下「歴史的風土保存計画」という。）を決定しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(歴史的風土保存計画の基準)

国土交通大臣は、歴史的風土特別保存地区内の歴史的風土の保存に関する次に掲げる事項

- 1 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。
 - 1 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項
 - 2 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - 3 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項
 - 4 歴史的風土特別保存地区内の歴史的風土の保存に関する事項

イ 歴史的風土特別保存地区内の綠地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの（第十三条第三項第一号及び第十四条第

- 1 項第二号において「機能維持増進事業」という。）の実施の方針

ロ 第十二条の規定による土地の買入れに関する事項

3 3 国土交通大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

(歴史的風土特別保存地区に関する都市計画)

第六条 歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上當該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）を定めることができる。

3 2 府県は、特別保存地区に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が特別保存地区である旨を明示しなければならない。

3 特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(歴史的風土保存区域内における行為の届出)

第七条 歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上當該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区（特別保存地区を除く。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

3 木竹の伐採

4 土石の類の採取

3 2 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をることができる。

(国の機関)

3 2 国の機関は、第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事にその旨を通知しなければならない。

(特別保存地区の特例)

第八条 第二条第一項の規定に基づき古都として定められた市町村のうち、当該市町村における歴史的風土がその区域の全部にわたつて良好に維持されており、特に、その区域の全部を第六条第一項の特別保存地区に相当する地区として都市計画に定めて保存する必要がある市町村については、別に法律で定めるところにより、第四条から前条までの規定の特例を設けることができる。この場合において、当該都市計画に定められた地区についてのこの法律の規定（第四条から前条までの規定を除く。）の適用については、当該地区は、第六条第一項の特別保存地区とする。

（特別保存地区内における行為の制限）

第九条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際既に着手している行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
三 木竹の伐採
四 土石の類の採取
五 建築物その他の工作物の表示又は掲出
六 屋外広告物の表示又は掲出

前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

前条の法律により、市町村の区域を区分して二以上の特別保存地区が定められたときは、前二項の政令は、その区分の目的に応じてそれぞれ特別保存地区ごとに定めることができる。
国土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聽かなければならない。

第一項の許可には、歴史的風土を保存するため必要な限度において、期限その他の条件を附すことができる。
府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その保存のため必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。この場合において、当該命ぜられた行為を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところによる。

前項前段の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この項において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ぜべき者を確知することができないときは、府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なうべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

国の機関が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。
(損失の補償)

第十一条 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合においては、府県は、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 前条第一項の許可の申請に係る行為について、次条に規定する法律（これに基づく命令を含む。以下この号において同じ。）の規定により許可を必要とされている場合において、当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。

二 前条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保存地区に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反すると認められるとき。

前項の規定による損失の補償については、府県知事と損失を受けた者とが協議しなければならない。

前項の規定による協議が成立しない場合には、府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用）

第十二条 第七条及び第九条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）、奈良国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十号）、京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十一号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定の適用を妨げるものではない。

（土地の買入れ）
府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第九条第一項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を府県において買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、次条第四項の規定による買入れが行われる場合を除き、当該土地を買い入れるものとする。

前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。
(都市緑化支援機構による特定土地保全業務)

第十三条 府県は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該府県における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他的事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定され

た都市緑化支援機構をいう。以下この条から第十五条までにおいて同じ。)に対し、当該土地(以下この条及び次条において「対象土地」という。)について、次条第一項各号に掲げる業務(以下この条において「特定土地保全業務」という。)を行うことを要請することができる。

前項の規定による要請を受けた者市経営支援機構は、当該要請に係る对象土地が次条第二項の規定により読み替えて適用する者市経営法第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該要請をした府県に対し、特定土地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

おいて「土地保全業務実施協定」というのを締するものとする。

二 都市緑化支援機構が次条第一項第一号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及び方法
三 郡市緑化支援機構が次条第一項第三号に掲げる義務として行う対象上地の管理の内容及び方法

都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。）

五 六 前号の期間において都市緑化支援機構が次条第一項第四号に掲げる業務として行う府県への対象土地の譲渡の方法及び時期

七 その他国土交通省令で定める事項
同表に記載する事項は、二項を除き、前記第一項の項目による者、つす良二也と實、へしうつてある。

都市総合支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、前項第一項の申出をした者から対象土地を買い取るものとする。

前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、特定土地保全業務を行わなければならない。
第五項に定めるもののほか、府県は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号に規定する費用を負担するものとする。

（都市緑化支援機構の業務の特例）

第十四条 都市緑化支援機構は、都市緑地法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
一 前条第一項の規定による府県の要請に基づき、第十二条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れること。

二 前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行う前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。

前条第三項第四号の期間内において府県への対象土地の譲渡を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
前項の規定により都市緑地支援機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における都市緑地法第七章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規

寺中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

特定総地保全業務及び特定土地保全業務（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第十一章第一項）に規定する特定土地保全業務をいう。以下同じ。）（以下「特

第七十一条第二項第一号及び第三号から第五号まで並びに特定緑地保全業務等」という。)

第五項並びに第八十条

第七十二条第一項及び第三項並びに第七十五条	支援業務	業務実施協定及び土地保全業務実施協定（古都保存法第十三条第二項に規定する土地保全業務実施協定をいう。）
-----------------------	------	---

第七十四条 業務及び特定土地保全業務」とは、「不動産の所有権の取扱い、賃貸借の取扱い、不動産の売買の取扱い等の業務」を意味する。

第七十六條第一項	第七十六条第二項、第七十七条第一項、第七十八条、第七十九条第一項
支援業務	支援業務又は特定土地保全業務（以下「支援業務等」という）

第百五十七条第一項及び第百十五条第二項

第七十七条第一項	第七十七条第一項（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十七条第一項	第七十七条第一項（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（買い入れた土地の管理）
第十五条 府県は第十二条第一項の規定により買い入れた土地及び土地保全業務実施協定に基づいて都市緑化支援幾箇から種度を受けた土地については、この法律の目的に適合するように管理し

なればならない。

(歴史的風土保存計画の実施に要する経費)
第十六条 国は、歴史的風土保存計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

第十六条 国は、歴史的風土保存計画を実施するに要する経費

するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならぬ。

(歴史的風土保存計画の実施に要する経費)
第十六条 国は、歴史的風土保存計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(費用の負担及び補助)

第十七条 国は、第十条の規定による損失の補償及び第十二条第一項の規定による土地の買入れ又は第十三条第五項の規定による負担に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

第二十一条 地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

(社会資本整備審議会の調査審議等)

第十八条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要な事項を調査審議する。

第二十一条 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項に關し、国土交通大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

第二十二条 社会資本整備審議会は、この法律及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(報告、立入調査等)

第十九条 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、第九条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二十条 府県知事は、第九条第一項、第五項又は第六項前段の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、そ

第二十一条 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十二条 第二項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大都市の特例)

第二十三条 この法律中府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(罰則)

第二十四条 第九条第六項前段の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は十万元以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五万元以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反したとき。

二 第九条第五項の規定により許可に付せられた条件に違反したとき。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊したとき。

二 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十九条第一項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

(附 則 抄)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四一年四月二八日法律第六〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (昭和四三年六月一日法律第一〇一號) 抄

この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四六年五月三一日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二六日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 则 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる從前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかるらず、その日に満了する。

五十五年まで 略
五十六 歴史的風土審議会
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 则 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 则 (平成一三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 则 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。